

随意契約に付する理由書

工 事 名 : 大阪府宮堺宮園住宅 (建て替え) 水路付替工事 (第1工区)

本工事は、現在施工中の大阪府宮堺宮園住宅の建替エリアにある既存の農業用水路の付替工事および次期工事エリア内への雨水管の敷設を行うものです。

堺宮園住宅建替事業は、約920戸の住宅を5期に分けて建て替える計画としており、現在、第2期住宅の新築工事の施工と並行して第3期住宅新築工事(以下、「次期工事」という。)に向けた文化財調査に着手しています。

今回の付替水路については、団地近接区域の農業用水路として利用されており、次期工事にて設計ならびに工事を行う計画としていましたが、団地全体の土地利用計画や排水勾配等を勘案し、水利権者である地元の水利組合とも協議を重ねた結果、第2期住宅と第3期住宅の敷地境界付近に敷設することが最善であるとの結論となりました。しかしながら、次期工事での施工とした場合、完成済となる第2期住宅エリアの一部を再施工する必要性が生じるとともに、現在も利用されている農業用水路の付替えとなるため、耕作期および出水期を外した渇水期にしか施工が行えない条件が付されており、第2期住宅の工事期間中であるこの時期に付替工事を行わなければ、予定している事業スケジュール等に大幅な遅れが見込まれます。現時点での付替工事とした場合、隣接地である次期工事エリア側からしか作業ヤードが確保できないが、文化財調査を実施していることや今年度に予定している既設集会所撤去工事の作業ヤード等を考慮した場合、次期工事エリア側からの施工が困難となります。また、新設する水路が第2期住宅内の雨水排水管と近接する位置関係にあり、水路と雨水排水管を同時施工としなければ工程上水路敷設後の施工となる雨水排水管の設置に際し水路への影響が避けられないことや、水路の敷設部分を第2期住宅の工事用仮設通路として使用していることから、第2期住宅新築工事の施工者による工事エリア側からの施工でなければ不可能であり、本工事に隣接する第1工区の受注者以外の施工となれば、作業ヤードの確保ならびに工程調整が困難となります。

このため、本工事においては、下記の受注者へ発注することにより工期の短縮及び経費の節減が図れるとともに、作業ヤードの確保や工事用進入路の調整も円滑に行えます。

以上のことから、住宅建築局競争入札参加資格等審査部会に諮り了承を得た、新築工事の受注者である堺土建株式会社より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

記

工事名称 : 大阪府宮堺宮園第2期高層住宅 (建て替え) 新築工事 (第1工区)

受注者 : 堺土建株式会社

工事期間 : 令和3年6月10日～令和5年4月21日

請負代金額 : 1,215,727,700円